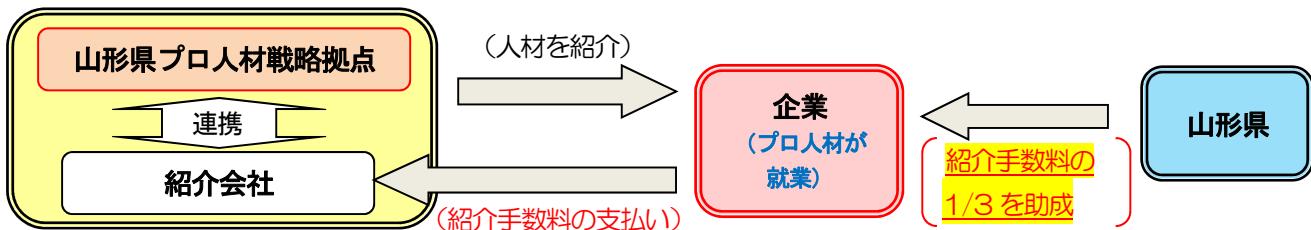


# 令和7年度山形県プロフェッショナル人材助成事業費補助金の概要

## 《移住型》

### 1 イメージ

※プロ人材の県内への移住が要件



### 2 プロフェッショナル人材とは

#### (1) 次の区分に該当する企業の成長戦略に不可欠な人材

区分	定義
①経営・経営サポート人材	経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材（将来の経営幹部候補も含む）
②生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値（新たな製品開発、生産工程の見直し等）を生み出すことのできる人材
③新事業立ち上げ・販路開拓人材	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな事業分野や販路を開拓し、売上増加等の効果を生み出す人材

#### (2) 移住

県外在住者が県内で就業するために県外から移住し1年を経過しない者であること

#### (3) 県内で就業

県内の事務所又は事業所において雇用すること

#### (4) 仲介

山形県プロフェッショナル人材戦略拠点とプロフェッショナル人材紹介会社の連携による仲介によって県内企業への雇用が決定した者

### 3 補助金の対象経費

人材の雇用のため、令和7年4月1日から令和8年3月10日までに紹介会社に支払った紹介手数料（受入企業1社につき、1名限り）

### 4 補助金額

補助対象経費の3分の1（消費税等を除く、千円未満切り捨て、上限10万円）

### 5 補助金の支払い

補助金の額の確定後

### 6 就業状況等の報告

交付決定から3か月経過した日時点の就業状況を30日以内に報告

## 7 申請手続き

(1) マッチング成立（採用内定）



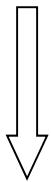
(2) 補助金の交付申請（期限：紹介手数料を支払う 20 日前まで）

- 【提出書類】
- ①交付申請書（規則別記様式第 1 号）
  - ②事業計画書（別記様式第 1-1 号）
  - ③誓約書（別記様式第 2 号）
  - ④企業概要書（別記様式第 3 号）
  - ⑤納税証明書（全ての県税の滞納が無いことの証明）（写し可）  
※県総合支庁税務課が発行
  - ⑥申請企業の業務内容等が分かる資料（パンフレット等）
  - ⑦振込口座通帳の写し
  - ⑧紹介会社との契約書の写し

(3) 補助金の交付決定



(4) 雇用開始及び紹介手数の支払い



(5) 実績報告(期限：紹介手数料支払日から 20 日又は令和8年3月13日のいずれか早い日まで)

- 【提出書類】
- ①実績報告書（規則別記様式第 2 号）
  - ②事業実績書（別記様式第 6-1 号）
  - ③プロ人材との労働契約書（雇用通知書）の写し
  - ④プロ人材の住民票又は戸籍の附表（写し可）  
(山形県に移住する前の住所の記載のあるものを①より前の日付で)
  - ⑤紹介会社に支払った紹介手数料の領収書の写し

(6) 現地調査（実績報告の確認）



(7) 額の確定の通知



(8) 補助金支払い



(9) 就業等状況報告書（交付決定後 3 カ月を経過した日から起算して 30 日以内に報告）

※プロ人材が雇用後 3 カ月以内に退職した場合や要件を満たさなくなった場合は補助金を返還いただく場合があります。